

「指定訪問介護」「介護予防型訪問サービス」

「基準緩和型訪問サービス」「自費サービス」

重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して、指定訪問介護サービス、介護予防型訪問サービス、基準緩和型訪問サービス、自費サービスを提供いたします。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

(1) 事業者

株式会社 フィールケア

代表取締役 笠間 順之

(2) 事業所の概要

| | |
|---------|--|
| 事業所の種類 | 指定訪問介護事業 介護保険法に基づく第1号訪問事業 |
| 事業所の名称 | りんく(事業所番号 1770101663) |
| 事業の目的 | ご利用者の人格を尊重し、ご利用者の立場に立った適切な指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の提供を確保することを目的とする。 |
| 事業所所在地 | 石川県金沢市額谷1丁目81番地 |
| 電話番号 | 076-298-0333 |
| ファックス番号 | 076-298-0352 |
| 管理者氏名 | 管理者 笠間 順之 |

| | |
|------------------|---|
| 運営の方針 | 事業所の訪問介護等は、ご利用者が居宅において、本人の状況・特性を踏まえ、その有する能力に応じた、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。 |
| 実施している その他の事業 | 通所介護事業 居宅介護支援事業 介護予防通所介護事業 自費による訪問介護事業 自費による介護予防・日常生活支援総合事業 |
| 事業所の 通常の実施地域 | 金沢市、白山市、野々市市、河北郡 (但し、緩和型は金沢市に限る) |

(3) 営業時間

①営業日

月曜日から日曜日までとする。(年中無休で対応いたします)

②サービス提供時間

月～日 AM8:00～PM6:00 とする。

③上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、

電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(4) 職員の体制

■管理者 1 名 (サービス提供責任者と兼務)

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

■サービス提供責任者 1 名 (管理者と兼務)

利用の申込みに係る調整、訪問介護等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

■訪問事業責任者 1 名

利用の申込みに係る調整、介護予防型及び基準緩和型訪問サービス

に対する技術指導、計画の作成等を行う。

■訪問介護員 4名（常勤 0名、非常勤 4名）

訪問介護及び介護予防型及び基準緩和型訪問サービスの提供にあたる

(5) 当事業所が提供するサービス

①身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。）

■入浴介助、清拭、洗髪

■排泄介助

■食事介助

■衣服の着脱の介助

■その他必要な身体介護を行います。

*医療行為はいたしません

②生活援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。）

（基準緩和型訪問サービス）

■調理

■洗濯

■掃除

■買い物

■その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。

*預貯金の引き出しや預け入れは行いません。

（預貯金通帳・カードはお預かりできません）

*ご利用者以外の方の調理や洗濯、ご利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。

③その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

④自費サービス（その他お困りのことは自費サービスとして対応出来ることもありますので何でもご相談ください）

(6) 利用料金

① サービス利用料金

訪問介護

| | | | |
|------|------------------|------------------|----------------------|
| 区分 | 20 分以上 30 分未満 | 30 分以上 1 時間未満 | 1 時間以上 (30 分増す毎に) |
| 身体介護 | 244 単位 | 387 単位 | 82 単位 |
| 区分 | 20 分以上 45 分未満 | 45 分以上 1 時間未満 | |
| 生活援助 | 179 単位 | 220 単位 | |

■ その他の費用

- (1) 介護職員等処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の 1000 分の 245 に相当する単位数
- (2) 特定事業所加算Ⅱ 所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数
- (3) 初回加算 200 単位 (初回利用時)
- (4) 地域区分単価 金沢市は 10.21 円の区分単価

■ 身体介護の後に引き続き生活援助を行った場合は、上記によらず介護保険法に定める利用料金とします。

■ 基本料金に対して、早朝 (午前 6 時～午前 8 時)・夜間 (午後 6 時～午後 10 時) 帯は 25% 増し、深夜 (午後 10 時～午前 6 時) 帯は 50% 増しとなります。

■ 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者の居宅サービス計画 (ケアプラン) に定められた目安の時間を基準とします。

■ やむを得ない事情で、かつ、ご利用者の同意を得て、2 人で訪問した場合は、2 人分の料金となります。

介護予防型訪問サービス

| 支給区分 | I (週 1 回程度) | II (週 2 回程度) | III (II を超える回数) |
|------|----------------|-----------------|--------------------|
| 利用単位 | 1176 /月 | 2349 /月 | 3727 /月 |

※IIIは事業対象者又は要支援 2 のみ利用可

基準緩和型訪問型サービス

| 支給区分 | I (週 1 回程度) | II (週 2 回程度) | III (II を超える回数) |
|------|----------------|-----------------|--------------------|
| 利用単位 | 941 /月 | 1879 /月 | 2982 /月 |

※IIIは事業対象者又は要支援 2 のみ利用可

■その他の費用

- (1) 介護職員等処遇改善加算 I 所定単位数の 1000 分の 245 に相当する単位数
- (2) 初回加算 200 単位 (初回利用時)
- (3) 地域区分単価 金沢市は 10.21 円の区分単価

■利用者の体調不良や状態の改善等により介護予防訪問介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又は介護予防訪問介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割り計算での減額または増額はしません

■月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり、月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として日割り計算は行いません。

1. 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
2. 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
3. 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

自費サービス

| 区分 | 平日 (8:00~18:00) | 土・日・祝日 (8:00~18:00) | 早朝・夜間 |
|------|--------------------|------------------------|-------|
| 利用料金 | 3000 円/1 時間 | 4300 円/1 時間 | 25%増し |

②交通費

事業実施地域にお住まいの方は無料です。

通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

事業所から片道 30 キロメートル以上 500 円

(但し、緩和型は金沢市内に限る)

③キャンセル料について

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただくこととなります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません

■利用予定日の前日までに申し出があった場合

キャンセル料は不要です。

■利用予定日の前日までに申し出がなかった場合

当日のケアプランに基づくサービス総費用の20%

④料金のお支払方法

原則としてお支払いは翌月17日に金融機関より引き落としとなります。また、当社指定日に振替不能であった場合は、再度振替させていただきます。

(7) サービスの利用に関する留意事項

①サービス提供を行なう訪問介助員

サービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

②訪問介護員の交替

■ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

■事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

③サービス実施時の留意事項

■定められた業務以外の禁止

契約者は「5 当事業所が提供するサービス～」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

■訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行ないます。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

■備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

訪問介護員が事業所等に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

④訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- 医療行為又は医療補助行為
- ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
- ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- 飲酒及び喫煙
- ご契約者もしくはその家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動
- その他契約者もしくはその家族等に行なう迷惑行為

(8) 緊急時の対応

訪問介護員は、緊急事態が生じた時は、速やかに主治医又は事業所連携医、市町、利用者の家族等に連絡を行なうと共に必要な措置を講じます。

(9) 事故発生時の対応方法

訪問介護及び介護予防訪問介護の提供をおこなっている時に事故が発生した場合は市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じる。またその際に講じた処置の内容を記録しなければならない。

訪問介護及び介護予防訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なう。(本事業者は損害賠償保険に加入しています)

(10) 苦情相談窓口

当事業所に対する苦情等がありましたら、

苦情処理担当 羽場 正和 (076-298-0333) または

金沢市役所 福祉局 介護保険課 (076-220-2264) までお申し出ください。

(11) 守秘義務について

事業者及び従業者はサービス提供上知り得た利用者、その家族に関する内容について第三者に漏洩しません。契約終了後も守秘義務は継続します。ただし緊急時の医療機関への連絡等はこの限りではありません。また利用

者の心身の向上を図るためにケアマネージャーとの情報交換を行うなどの
正当な理由がある場合はこの限りではありません。

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サー
ビスの提供開始に同意しました。

利用者署名欄

ご家族署名欄

説明担当職員

ヘルパーステーション
りんく

〒921-8145 金沢市額谷1丁目8番地

TEL : 076-298-0333

FAX : 076-298-0352